



OSP TOP NEWS

BUSINESS INFORMATION

社内情報
'09.vol.171
<http://www.osp.co.jp>

きょぎこだいこうこく

食品の虚偽誇大広告等の禁止

についてご存じですか?

食品に関する仕事をしていると、つい誇大表現を使いそうになります。そこで、食品の健康増進法で皆様に知っておいて頂きたい事をまとめました。より詳しく知りたい方は、厚生労働省のホームページをご覧ください。▶<http://www.mhlw.go.jp/topics/>

食品として販売される物の健康保持増進効果等について、「著しく事実に相違する」「著しく人に誤認させる」ような広告等の表示(虚偽誇大広告等)を行うことは禁止されています。(健康増進法第32条の2)

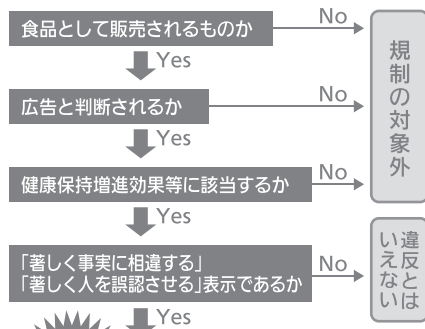


ダイエットに効くクッキー (特許番号××番)

■ 規制の対象と判断される広告とは

次の3要件すべてに該当すると消費者が認識する広告等が規制対象になります。

- 1 顧客を誘引する意図が明確である広告等
- 2 特定の食品の商品名等が明らかにされている広告等
- 3 一般人が認知できる広告等



違反 指導しても改善されない場合、6ヵ月以下の懲役又は100万円以下の罰金

■ 規制の対象となる事例とは

1 表示例/厚生労働省から輸入許可を受けた健康食品です

食品の輸入に関して、厚生労働省は個別の許可制度は設けていません。厚生労働省が食品の効果を個別に認証していると誤認されます。

厚生労働省等がお墨付きを与えていると誤認させる誇大表示

厚生労働省許可

美容とダイエットに力を入れたい方におすすめ。飲みやすいさっぱり甘口タイプ。



最上級の表現が誇大表示に該当

抜群のダイエット食品!

今日からはじめよう。はちみつダイエット!

60日でなんと -6kg!



間接的に健康保持増進効果を表示している製品名

2 表示例/最高のダイエット食品です

効果は個人の健康状態や生活等多くの要因によって異なり、現存する製品の中で最高の効果を発揮することは立証出来ません。その為、**最上級の表現(絶対、最大級、日本一、抜群等)**は虚偽表示に該当します。又、製造法についても同じです。

3 表示例/〇〇に効くといわれています

断定的表現によらず、伝聞や他社の表現を通じ(だれが知っているのか明確でない)健康保持の可能性を表示することは誤認を与えます。誇大広告に該当します。

4 表示例/この食品〇〇に含まれる成分△△は、××テレビで紹介されました

テレビでとり上げられた事を誇大に引用したり、一部分を引用するなど広告と効能が著しく異なる場合は誇大広告に該当する可能性があります。



誰が知っているのか明確にしていけない



マスコミにとり上げられたことを誇大に宣伝

5 表示例/ダイエットに効く〇〇茶(特許番号××号)

関係のない特許であったり、特許内容に相当する効果が無い場合虚偽、誇大広告に該当する可能性があります。



「国にこの健康食品が認められました」と誤認させる表示



健康食品を扱っているとついお客様のためになると意気込んでこんな表示を使いがちですね。